

2022年6月21日

## 弁護士意見陳述

原告ら訴訟代理人 弁護士 田崎 俊彦

今回提出の原告第4準備書面の要旨を述べます。原告第4準備書面は、第1次公害紛争調停の期日調書など新たな証拠を踏まえて、事実経過について補充の主張をするものです。

1 阪神淡路大震災発生直前の平成6年9月に、神戸市は「西須磨の皆さんへお知らせ」と題する冊子を西須磨地区住民に配布しました。

そこでは、道路整備に当たり、地元住民と協議すること、同意を得ることの重要性を強調していました。

しかし、平成7年の阪神・淡路大震災が発生すると、手のひらを返したように、震災直後に、千森線、中央幹線、須磨多聞線の事業認可を受けました。

このような神戸市による住民軽視の強硬姿勢が、その後、本訴訟係属に至るまでの地元住民の抜き難い不信の原因となっています。

2 次に第1次公害調停について述べます。

(1) 第1次公害調停は、第1回期日の平成10年5月12日から第39回期日の平成25年2月4日まで約15年間続きました。

第1次公害調停は、地元住民と神戸市との協議の場として最も重要なものでしたが、その中でも神戸市は、住民の信頼を裏切る行為を何度も行いました。

具体的にみていきます。平成11年3月4日の第5回期日では、調停委員会や地元住民に何ら事前に説明をすることなく千森線を着工し、事態を重くみた調停委員会から釈明を求められています。

平成19年11月12日の第26回期日では、神戸市の指定代理人が「地元理解と協力を得て進めていくのは当然であり、理解と協力が得られなければ整備しない」と明言しています。

被告はこの発言について否認していますが、期日調書にも明記されており、上記発言があったことは明らかです。

(2) 第28回及び第29回調停期日では、公園遊歩道の整備について、地元住民と神戸市との間で前向きな協議がなされたこともありました。しかし、期日間で、「住民熱意で道路計画“撤回”」という新聞報道がされると、神戸市は一貫して頑なな態度となり、平成21年3月25日の第30回期日では、それまでの事前協議を無視し、地元住民の提案をすべて拒否しました。

第31回期日では、これまで約10年にわたる調停内外における協議をほとんど無視する意見書を提出し、調停委員会ですら「被申請人は、最終的に申請人と何らかの合意をする予定があるのか真剣に考えるべき」と苦言を呈されています。

その後も第32回期日では、神戸市が当日になって、須磨多聞線を4車線から2車線へ変更とするという調停条項案を提出した上、記者会見を行うと一方的に通告してきました。そのため、調停は紛糾し、次の第33回調停期日まで1年4か月も調停が開催されない事態が生じました。

その後も、神戸市が強硬姿勢を崩さなかったため、調停委員会が、「調停終結後も公害対策協議を継続すること」という穏当な調停条項案を提案したものの、神戸市はこれすらも拒否しました。その理由は、須磨多聞線構築から公害対策のみを切り離せないというものでしたが、その不合理性は、調停委員会からも指摘されています。

神戸市は、その後も調停委員会の「受諾の勧告」すら拒否したものであり、調停委員会及び地元住民を著しく軽視する対応を最後まで続けたものです。

以上